

四條畷学園大学 公的研究費の適正な取扱に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、四條畷学園大学（以下「本学」という）における公的研究費の取扱に関し、必要な事項を定め、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及びその他の公的研究費をいう。

2 この規程において「最高管理責任者」とは、本学全体を統括し、公的研究費の適正な運営・管理について最終的な決定権限を持ち、最終責任を負う者をいう。

3 この規程において「統括管理責任者」とは、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実務上の責任と権限を持つ者をいう。

4 この規程において「コンプライアンス推進責任者」とは、本学内の各学部における公的研究費の運営・管理について実務上の責任と権限を持つ者をいう。

(責任体系)

第3条 本学における最高管理責任者は、学長とする。

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行なえるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

第4条 本学における統括管理責任者は、事務長とする。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本指針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

第5条 本学におけるコンプライアンス推進責任者は、本学内の各学部長とする。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、

- ① 自己の管理監督または指導する学部における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- ② 不正防止を図るため、学部内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ③ 自己の管理監督または指導する学部において、教職員が、適切に公的研究費の管理・執行を行なっているか等のモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

2 コンプライアンス推進責任者は、前項職務補助のため、最高責任者及び統括管理責任者の承認を得て、学科長、専攻長、事務室次長等をコンプライアンス推進副責任者に任命

することができる。

(コンプライアンス教育と誓約書)

第6条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員が、どのような行為が不正に当るのかを理解し、不正防止対策への意識を高めるように、コンプライアンス教育を実施する。

2 コンプライアンス教育では、本学と学園の規程等や、運用ルール、手続、告発などの本学の制度と遵守すべき事項、不正発覚時の学園の懲戒処分、弁償責任、資格制限、研究費の返還等の措置、本学の不正防止対策等について説明し、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

3 前項の理解とコンプライアンス意識の浸透を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、「公的研究費についての誓約書」の提出を求めるものとする。

(適正な運営・管理)

第7条 公的研究費に係る事務処理手続は、別に定めのある場合のほか、「科学研究費補助金事務等取扱規程」及び学校法人四條畷学園(以下「学園」という)が定める各規程による。

2 前項に定める規程は、必要に応じて適宜見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図るものとする。

3 公的研究費による物品の発注及び検品は、「科学研究費補助金事務等取扱規程」に準じて行う。

4 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の処分を行うものとする。

(不正防止計画)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督または指導する学部において、不正防止計画を推進し、統括管理責任者は、全学的観点から不正防止計画の推進を担当する。

2 不正防止計画の推進部署は、倫理委員会とし、委員には研究経験を有する者を含むものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者やコンプライアンス推進責任者から報告等を求めることにより、不正防止計画の進捗状況を把握し、統括管理責任者やコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 不正防止計画の策定に当たっては、不正を発生させる要因を把握たうえて、それに対応する具体的な計画とする。

(相談窓口)

第9条 公的研究費の規程及び事務処理手続等のルールに関する学内外からの実務的な相談窓口を設置し、事務室次長及び課長をこれに充てる。

2 事務室次長および課長は、研究遂行を適切に支援するため、前項による相談について、必要に応じて学内関係部署間の調整をはかり、適切かつ迅速に対応を行わなければならない。

(通報窓口)

第10条 公的研究費の使用に関して、学内外からの不正の疑いの指摘や本人からの申出等の不正の告発等を受け付ける窓口を設置し、統括管理責任者をこれに充てる。

2 前項の告発等があった場合、統括管理責任者は、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者を指揮して告発内容について調査を行い、必要に応じて、是正措置及び就業規則に基づく処分等を行うものとする。

4 通報窓口及び調査等に関わる者は、職務上知り得た秘密を厳重に保持しなければならない。ただし、特段の理由がある場合及び調査結果等の公表後における公表内容については、この限りではない。

5 告発を行った者に対しては、告発をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないように配慮するものとする。ただし、悪意をもって虚偽の告発をした者については、必要に応じて就業規則に基づく処分等を行うものとする。

(告発等の取扱い)

第11条 前条の告発等を受け付けた場合、統括管理責任者は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

2 報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(調査委員会の設置及び調査)

第12条 前条により調査が必要と判断された場合は、本学に調査委員会を設置し、調査を実施する。

2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者を含む調査委員を複数名任命する。

4 公正かつ透明性の確保の観点から、調査委員には、本学に属さない第三者としての弁護士、公認会計士等を含むものとする。

5 この第三者としての調査委員は、本学及び告発者、被告発者とは、直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査中における一時的執行停止)

第13条 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対して、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(認定)

第14条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、最高管理責任者に報告するものとする。

(配分期間への報告及び調査への協力)

第15条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告、協議するものとする。

2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。もし期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

3 調査の過程で、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定を行い、配分機関に報告する。

4 配分機関の求めがある場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5 配分機関の求めがある場合には、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出や閲覧、現地調査に応じるものとする。

(懲戒処分等)

第16条 調査の結果、不正が認定された場合は、統括管理責任者は、学園が定める就業規則等に基づく懲戒処分について、最高管理責任者に意見を述べるものとする。

2 最高管理責任者は、学園と懲戒について協議し、学園として最終的な懲戒処分を決定する。

3 公的研究費の私的流用等、行為の悪質性が高い場合は、学園は不正行為をした者に対して、刑事告発や民事訴訟などの法的な手続を取ることがある。

(公表)

第17条 調査の結果、不正が認定された場合は、最高管理責任者は、速やかに調査結果を公表する。

2 公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。

3 合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることがある。

(内部監査)

第18条 公的研究費の適正な管理のために、「科学研究費補助金事務等取扱規程」に準じて、定期的に内部監査を実施するものとする。

2 統括管理責任者は、内部監査担当者を指揮して内部監査を行なわせるとともに、内部監査結果を遅滞なく最高管理責任者に報告するものとする。

3 内部監査担当者は、学園の監事及び会計監査人との連携に努めるものとする。

(モニタリング体制)

第19条 最高管理責任者及び統括管理責任者は、公的研究費の適正な管理のために制定された本規程を含む学内のルールやその遵守状況について、モニタリングする体制を構築するものとする。

2 最高管理責任者及び統括管理責任者は、モニタリングの結果を受け、公的研究費をより適正かつ効率的に使用するために必要と考えられる学内ルール等の改善を図るものとする。

(情報公開)

第20条 本学における公的研究費の不正使用防止の取り組み（行動規範、責任体制）や、公的研究費の使用に関する不正の通報(告発)窓口は、本学のホームページにおいて公開するものとする。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、運営協議会の審議を経て学長が決定する。

(附則) この規程は、平成21年11月1日から実施する。

この規程は、平成27年3月24日から実施する。

この規程は、平成28年3月1日から実施する。